

第9期 鎌倉市高齢者保健福祉計画
令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

令和7年度（2025年度）実績報告書



令和8年（2026年）8月
鎌 倉 市



目次

1. 第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画の背景とねらい	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 報告書の主旨及び計画の進行管理	5
5. 高齢者を取り巻く状況	6
6. 計画の体系	7
7. 主要施策の進捗状況	10
基本方針1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり	
主要施策1-1 地域ケア体制の充実	
施策の方向性(1)地域包括支援センターの機能の充実と質の確保.....	11
施策の方向性(2)生活支援サービス提供に向けた体制の整備と強化	11
施策の方向性(3)地域での支え合い活動の推進	11
施策の方向性(4)見守り体制の充実	13
主要施策1-2 高齢者の尊厳を守る取組の推進	
施策の方向性(1)高齢者虐待防止の推進	13
施策の方向性(2)成年後見制度の利用促進	13
施策の方向性(3)福祉教育の推進	13
施策の方向性(4)人生 100 年時代を見据えた取組	13
主要施策1-3 在宅生活支援サービスの充実	
施策の方向性(1)高齢者の在宅生活の支援	15
施策の方向性(2)ケアラー支援の強化	15
主要施策1-4 医療と介護・福祉の連携の強化	
施策の方向性(1)在宅医療と介護・福祉の連携の推進	15
基本方針2 認知症の人を支える体制づくり	
主要施策2-1 認知症への理解の促進	
施策の方向性(1)認知症やその予防も含めた知識等の普及啓発	17
施策の方向性(2)認知症本人を中心とした支援の推進	17

主要施策2-2 認知症本人とその家族への支援の充実	
施策の方向性(1)認知症になっても地域で暮らせる支援体制の構築 ……	17
施策の方向性(2)医療・介護従事者の認知症対応力の向上 ……	17
基本方針3 生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進	
主要施策3-1 生涯現役社会の構築	
施策の方向性(1)高齢者雇用促進事業等を活用した就労機会の充実 ……	19
施策の方向性(2)シルバー人材センターを活用した就労機会の充実 ……	19
主要施策3-2 生きがいづくりの推進	
施策の方向性(1)生涯学習の推進 ……	19
施策の方向性(2)いきいき事業の推進 ……	19
主要施策3-3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実	
施策の方向性(1)老人クラブの充実 ……	19
施策の方向性(2)地域活動団体への支援 ……	21
施策の方向性(3)老人福祉センターの充実 ……	21
施策の方向性(4)多世代交流の促進 ……	21
施策の方向性(5)外出支援サービスの充実 ……	21
基本方針4 住みなれた地域で生活するための環境の整備	
主要施策4-1 安心して暮らせる生活環境の確保	
施策の方向性(1)高齢者向け住宅の整備 ……	23
施策の方向性(2)介護保険関連施設等の整備と情報提供 ……	23
施策の方向性(3)消費生活相談の充実 ……	23
施策の方向性(4)防犯情報等の提供 ……	23
主要施策4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進	
施策の方向性(1)買い物支援サービス等の情報提供 ……	25
施策の方向性(2)移動手段の確保 ……	25
施策の方向性(3)地域主体のまちづくりの推進 ……	25
施策の方向性(4)バリアフリー化の推進 ……	27
主要施策4-3 災害・感染症対策に係る体制の整備	
施策の方向性(1)災害時に備えた支援体制の充実 ……	27
施策の方向性(2)感染症対策の体制整備 ……	27
基本方針5 健康づくりと介護予防の推進	
主要施策5-1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
施策の方向性(1)健康診査受診等による疾病予防と早期発見の取組 ……	29

施策の方向性(2)生活習慣病予防・重症化予防の取組	29
主要施策5-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	
施策の方向性(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進	29
施策の方向性(2)フレイル予防を含む一般介護予防事業の推進	29
基本方針6 介護保険サービスの適切な提供体制の充実	
主要施策6-1 介護保険給付等サービスの充実	
施策の方向性(1)介護(予防)サービスの充実	31
施策の方向性(2)地域密着型サービスの充実	31
施策の方向性(3)共生型サービス導入の推進	31
主要施策6-2 介護保険制度の適切な運営の確保	
施策の方向性(1)介護保険サービスの質の確保と人材養成	33
施策の方向性(2)介護給付適正化の推進	33
8. 計画推進のための指標	35
9. 介護保険制度の状況(令和7年度(2025 年度)実績)	37

I 第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画の背景とねらい

わが国では、今後、後期高齢者は団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)まで急速に増加し、また高齢者人口は団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)にピークを迎えると見込まれています。

本市でも令和8年(2026年)4月1日現在、高齢化率が30.63%と全国平均と比較しても高い割合となっており、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加しています。

また、医療や介護をはじめ持続可能な社会保障制度の構築が求められると共に、核家族化等による地域コミュニティの希薄化や高齢者への虐待、認知症高齢者の対応、家族の介護に伴う介護離職や本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等を日常的に行っている「子ども」のケアラー*(ヤングケアラー)など様々な問題も起きています。

これらの課題に対応するため、「地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」である地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)6月に施行され、すべての人が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に取り組むこととなり、さらに令和5年(2023年)6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができ、家族が安心して暮らせる、認知症施策を推進していく必要があります。

これらを踏まえて、これまで進めてきた前計画の基本目標を発展させ、「住みなれたまちで自分らしく暮らし続けるために、ともに支え合う地域社会を目指して(地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進)」を基本目標に、第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

鎌倉市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」が一体となった計画で、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、高齢者に関する施策や介護保険事業について基本的な考え方や目標を定めたものです。

「老人福祉計画」とは、すべての高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するための基本方針として、市が目指すべき基本的な考え方や政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき課題や施策を明らかにするために策定するものです。

「介護保険事業計画」は介護保険事業が円滑に実施されるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保や基盤整備など施策展開の方向性や目標、介護サービスの見込み量等を定めたものです。

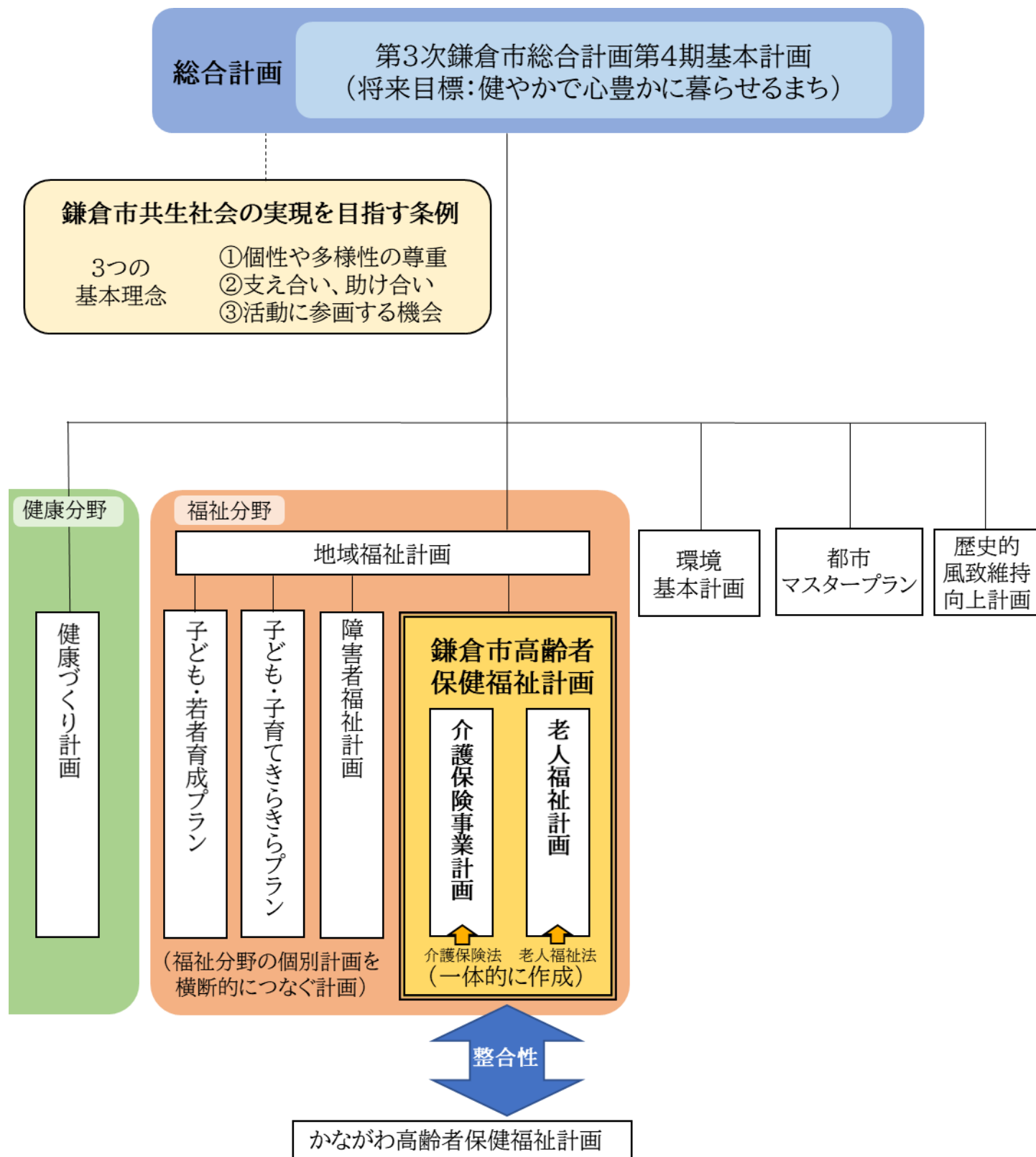
本計画では、介護保険法第117条第6項の規定により、この2つの計画を一体的に策定することで、総合的な高齢者福祉施策の展開を図っています。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市の行政運営の基本指針である鎌倉市総合計画を上位計画とし、その基本構想や将来目標を踏まえた個別計画として位置づけ、関連する他の計画と連携・調和を保ちながら策定しています。

社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画である「鎌倉市地域福祉計画」の分野別計画として位置づけられ、「鎌倉市障害者福祉計画」「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」「鎌倉市健康づくり計画」など、関連する他の行政計画とも連携しながら施策の推進を図っていきます。

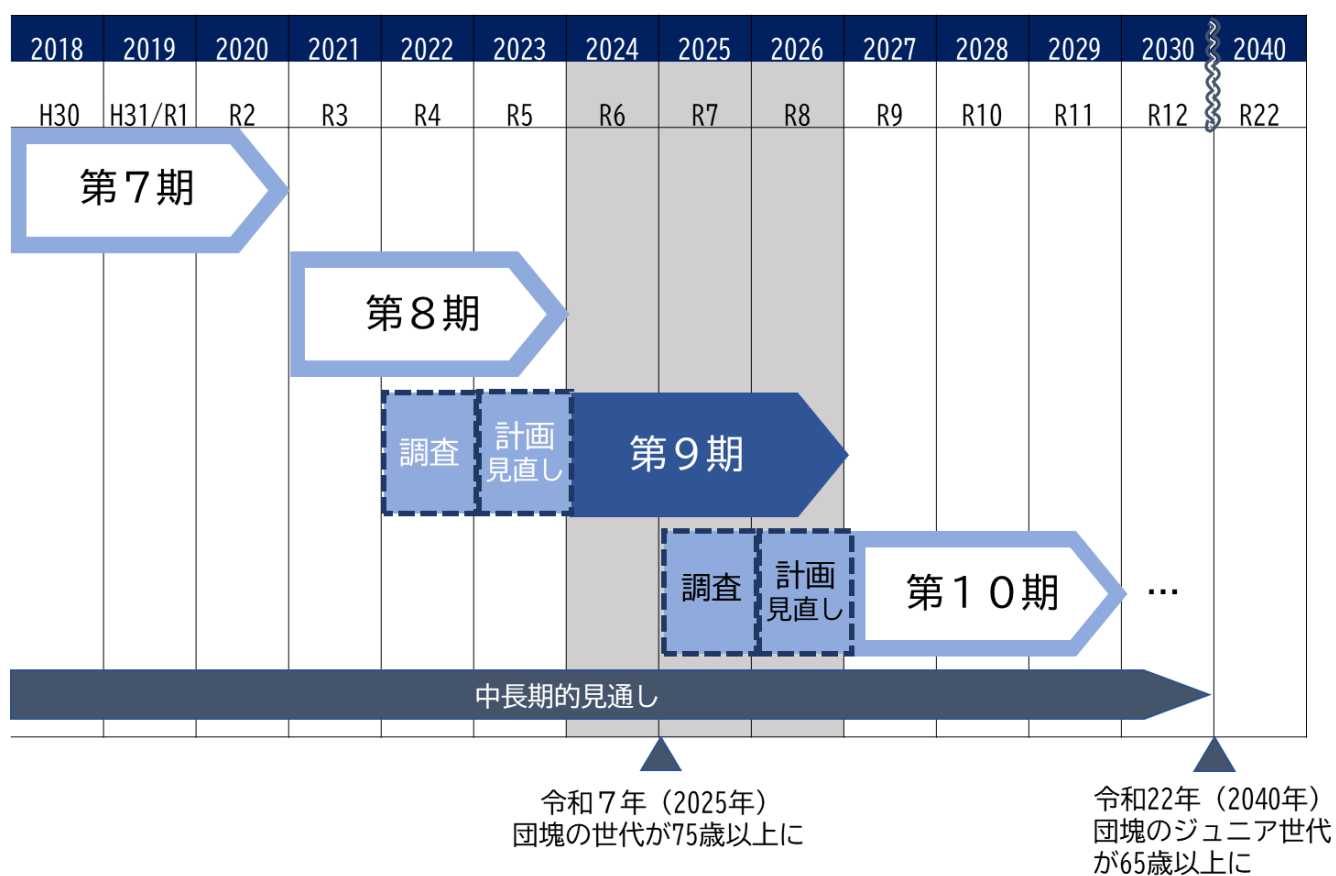
また、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」との整合性も図っていきます。



3 計画の期間

介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項において、3年ごとに策定することから、本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3か年です。

なお、計画期間の最終年である令和8年度(2026年度)には見直しを行い、令和9年度(2027年度)以降の新たな計画を策定する予定です。



4 報告書の主旨及び計画の進行管理

この報告書は、計画に掲げた各施策の方向性について令和7年度(2025年度)の進捗状況を記載するとともに、令和8年度(2026年度)に向けた取組予定を記載しています。

令和7年度(2025年度)実績では、各施策の取組実績を「A 計画以上に進行した」「B計画どおりに進行した」「C 計画を下回った」「D 実施しなかった」の4段階で評価しています。

また、令和7年度(2025年度)の取組と令和8年度(2026年度)の取組予定を比較し、事業を拡大していく方針である場合は「↗ 拡大」、同様の取組方針である場合は「→ 継続」、縮小していく方針である場合は「↘ 縮小」を記載し、事業の方向性を示しています。

策定した計画に対する進捗状況を示すことで、評価を行い、施策・事業の改善及び見直しを図るため、鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会を設置し、計画の進行管理を行っています。

5 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者数と高齢化率の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口	177,051	176,460	175,625	174,535	173,602
高齢者人口	53,822	53,423	53,376	53,146	53,200
高齢化率	30.40%	30.27%	30.39%	30.45%	30.64%
65～74 歳	22,490	21,128	20,120	19,339	19,184
75 歳以上	31,332	32,295	33,256	33,807	34,016
40～64 歳人口	65,389	65,827	66,036	66,147	65,826

* 上記の人口数は、住民基本台帳に基づいた各年度 12 月末のものです。

(2) 他市の状況

(令和7年(2025 年)1月1日現在)

	鎌倉市	三浦市	逗子市	藤沢市	茅ヶ崎市
総人口	170,182	39,386	55,305	443,696	245,270
高齢者人口	52,327	16,519	17,352	108,693	66,525
高齢化率	30.74%	41.94%	31.37%	24.49%	27.12%
65～74 歳	18,951	6,406	6,330	43,443	26,581
75 歳以上	33,376	10,113	11,022	65,250	39,944

* 神奈川県年齢別人口統計調査の数値をもとに集計したものです。

* 令和2年国勢調査を基にした推計人口のため、住民基本台帳人口とは異なります。

(3) 要支援・要介護認定者の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援1	1,922	2,107	2,145	2,308	2,440
要支援2	1,482	1,411	1,451	1,502	1,531
要介護1	2,414	2,532	2,588	2,666	2,780
要介護2	1,740	1,774	1,740	1,806	1,890
要介護3	1,407	1,402	1,439	1,524	1,492
要介護4	1,436	1,414	1,437	1,475	1,521
要介護5	992	944	1,004	1,003	1,022
計	11,393	11,584	11,804	12,284	12,676

* 認定者数は、各年度 12 月末のものです。

* 認定者数は、2号被保険者(40～64 歳)も含めた人数です。

* 認定者数は、厚生労働省ホームページ「介護保険事業状況報告 月報(暫定版)」のものです。

6 計画の体系



は重点施策として取り組む主要施策です。

主要施策		施策の内容
1-1 地域ケア体制の充実	1-2 高齢者の尊厳を守る取組の推進	(1)地域包括支援センターの機能の充実と質の確保、(2)生活支援サービス提供に向けた体制の整備と強化、(3)地域での支え合い活動の推進、(4)見守り体制の充実
	1-3 在宅生活支援サービスの充実	(1)高齢者の在宅生活の支援、(2)ケアラー支援の強化
	1-4 医療と介護・福祉の連携の強化	(1)在宅医療と介護・福祉の連携の推進
	2-1 認知症への理解の促進	(1)認知症やその予防も含めた知識等の普及啓発、(2)認知症本人を中心とした支援の推進
2-2 認知症本人とその家族への支援の充実	3-1 生涯現役社会の構築	(1)認知症になっても地域で暮らせる支援体制の構築、(2)医療・介護従事者の認知症対応力の向上
	3-2 生きがいづくりの推進	(1)高齢者雇用促進事業等を活用した就労機会の充実、(2)シルバー人材センターを活用した就労機会の充実
	3-3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実	(1)生涯学習の推進、(2)いきいき事業の推進
4-1 安心して暮らせる生活環境の確保	4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進	(1)老人クラブの充実、(2)地域活動団体への支援、(3)老人福祉センターの充実、(4)多世代交流の促進、(5)外出支援サービスの充実
	4-3 災害や感染症対策に係る体制の整備	(1)高齢者向け住宅の整備、(2)介護保険関連施設等の整備と情報提供、(3)消費生活相談の充実、(4)防犯情報等の提供
	5-1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	(1)買物支援サービス等の情報提供、(2)移動手段の確保、(3)地域主体のまちづくりの推進、(4)バリアフリー化の推進
5-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	6-1 介護保険給付等サービスの充実	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進、(2)フレイル予防を含む一般介護予防事業の推進
	6-2 介護保険制度の適切な運営の確保	(1)介護(予防)サービスの充実、(2)地域密着型サービスの充実、(3)共生型サービス導入の推進
6-2 介護保険制度の適切な運営の確保		(1)介護保険サービスの質の確保と人材養成、(2)介護給付適正化の推進

7 主要施策の推進状況

第9期 鎌倉市高齢者保健福祉計画

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

令和7年度（2025年度）実績報告書【詳細版】

主要施策の推進状況について、取組実績の評価と事業の方向性を一覧にしています。表の見方は次のとおりです。

■ 令和7年度取組実績

各施策の取組実績を4段階で評価しています。

- | | |
|--------------|-----------|
| A 計画以上に進行した | C 計画を下回った |
| B 計画どおりに進行した | D 実施しなかった |

■ 令和7年度事業の方向性

今後の事業の方向性を示しています。

- | | |
|------|----------------------|
| ↗ 拡大 | 今年度よりも事業を拡大していく方針である |
| → 継続 | 今年度と同様の取組方針である |
| ↘ 縮小 | 今年度よりも縮小していく方針である |

主要施策の推進状況

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
1-1-(1)-1	地域包括支援センターの適切な運営	・地域包括支援センターの事業について自己点検、自己評価、介護保険運営協議会等による外部評価、評価結果の公表を行うことでセンター事業の点検を実施しました。 ・各地域包括支援センターにて介護をする家族や高齢者に向けて家族介護教室を実施しました。 - 開催回数 15回 延参加者数220名 ・地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制を整備するため、年齢や属性を問わない総合相談を受け付けました。 ・地域共生社会の実現に向けて、他分野と連携した際に情報を共有するために作成した「つながるシート」を活用し、関係機関との連携に努めました。
1-1-(1)-2	地域ケア会議の開催	・地域ケア会議ガイドラインに基づき、10か所の地域包括支援センターで地域ケア個別会議を実施しました。主な参加者として、本人・家族のほか、介護支援専門員(ケアマネ)、民生委員児童委員、自治会町内会等の地域住民団体の関係者、医師、警察、行政職員等が参加して、課題が重層する高齢者の支援や、家族に精神疾患を抱える高齢者の支援などを行いました。 - 開催回数 32ケース 41回 ・地域ケア個別会議に加え、小地域ケア会議を実施し、更なる地域課題の検討を行いました。 - 開催回数62回
1-1-(1)-3	高齢者等の相談窓口の周知	市民への周知を拡大するために、地域包括支援センターの紹介チラシの配布や鎌倉市ホームページ、鎌倉市シニアガイドによる周知を行いました。 また、地下道ギャラリーにて地域包括支援センターの活動紹介の掲示を行いました。
1-1-(2)-1	高齢者支援に携わる関係機関との連携	・4市1町介護保険情報連絡会や介護サービス事業所ごとの連絡会に出席し情報交換を行いました。 ・地域包括支援センターでは、地域連携担当による高齢者支援のネットワークづくりを通じて、高齢者に携わる関係機関や関係団体と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援体制の充実を図るとともに、高齢者支援サポートセンターと連携し、地域住民同士の支え合いによる地域に根ざした包括的なケア体制の推進に努めました。 ・日頃の民生委員児童委員協議会の運営・活動をバックアップするとともに、毎月の地区民生委員児童委員協議会定例会において、見守り対象世帯の情報共有を行い、民生委員同士だけでなく地域包括支援センターと密に連携することで、問題や課題に対し複数で対応できるような体制づくりに取り組みました。
1-1-(2)-2	高齢者のいきがいへの支援	高齢者生活支援サポーター養成講座の実施及び利用者の利用促進を実施し、加えて事業内容の周知を強化することでサポーター数及び利用者数の増加を図りました。 利用者数120名 サポーター数175名
1-1-(2)-3	生活支援サービスの充実	・5つの日常生活圏域に1人ずつ配置している生活支援コーディネーターにより地域資源・ニーズの把握やWeb公開、地域住民を支える仕組づくりを進めました。 ・庁内の職員が中心となった第1層協議体により、第2層協議体だけでは解決できない全市的な課題の共有と検討を行いました。 - 協議体数8
1-1-(3)-1	地域住民の地域福祉に対する意識を高めるための取組	・地域福祉に関する周知・啓発を行いました。 - 市民向け研修 開催回数1回 参加者数87名 ・各サポーター養成講座にて市民サポーター制度を案内しました。開催回数8回 参加者数203名 ・地域福祉に関心のある人材の発掘と育成を行い、鎌倉版フォルケホイスコーレ事業では、6日間の研修プログラムを参加者を入替え実施しました。 - 開催回数 年2回 参加者数40名 ・孤独・孤立対策の取組として、鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(通称ここま)を創設し、運営を行っています。参加団体数35団体 ・日頃の民生委員児童委員協議会の運営・活動をバックアップするとともに、民生委員児童委員の活動について、広報かまくらへの掲載や鎌倉駅前地下道ギャラリーの展示を行い、民生委員児童委員活動の周知・啓発を実施しました。

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
B	予定していた取組を着実に実施できました。	→	- 引き続き地域包括支援センターの適切な運営を行えるよう点検を行うと共に、地域包括支援センターによる家族介護教室を実施していきます。 - 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制を整備するため、年齢や属性を問わない総合相談を受け付けます。 「つながるシート」を活用し、関係機関との一層の連携を図るよう努めていきます。	高齢者支援課
B	地域包括支援センター間で開催回数にばらつきはあったものの、地域ケア会議を各地域包括支援センターにおいて実施することができました。	→	引き続き地域ケア会議ガイドラインに基づき、10か所の地域包括支援センターで地域ケア会議や小地域ケア会議を開催し、課題を抱える高齢者や家族への支援、地域課題等の検討を関係者間で行っていきます。	高齢者支援課
B	予定していた取組を着実に実施できました。	→	市民への周知を拡大するために地域包括支援センターの紹介チラシの配布や鎌倉市ホームページ、鎌倉市シニアガイドによる周知を行っていきます。 また、地下道ギャラリーにて地域包括支援センターの活動紹介の掲示を行っていきます。	高齢者支援課
B	高齢者支援に携わる関係機関と情報交換を行い、予定していた取組を着実に実施できました。	→	制度の複雑化、財政事情に伴うサービス水準などの地域格差が生じていることが課題です。	高齢者支援課 介護保険課
B	サポーター数はサポーターの高齢化もあり減少傾向にあります。	→	高齢者生活支援サポーター養成講座の実施及び利用者の利用促進を実施し、加えて事業内容の周知を強化することでサポーター数及び利用者数の増加を図ります。また、地下道ギャラリーを活用し、サポートセンターの取組を広く周知する予定です。	高齢者支援課
B	一部の地区でまだ協議体が設置できていないものの、予定していた取組を実施できました。	→	第1層協議体、第2層協議体を活用し、庁内関係課、生活支援コーディネーター及び地域包括支援センターなどと、情報共有を行いながら、引き続き地域住民が抱える課題について、対応策を検討していきます。	高齢者支援課
B	- 市民向け講演会及び各サポーター養成講座を通じて、広く市民への周知啓発を進めることができました。 - 鎌倉版フォルクホイスコーレ事業では、異なる世代や背景を持つ参加者が交流する機会を創出し、地域社会との接点拡大や地域活動への関心向上につながりました。さらに、鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(ここかま)では、団体交流会の開催等により、孤独・孤立対策に資する団体の発掘・参加促進に寄与しました。 - 理事会及び各地区定例会を毎月1回(8月を除く)計画どおり開催し、広報かまくらへの掲載や地下道ギャラリーの展示も継続して実施することで、地域への情報発信を着実に進めることができました。	→	- 市民向け研修やかまくら市民共生サポーター制度、鎌倉版フォルクホイスコーレ事業、鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(ここかま)等の取組を通じて、地域福祉に関心のある人材の発掘・育成を引き続き進める必要があります。 - 民生委員児童委員の活動が円滑に行われるよう、継続的な支援が必要です。	福祉政策課

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
1-1-(4)-1	高齢者見守り体制の充実	・高齢者見守り登録制度の周知及び促進を行いました。 ・毎月(8月を除く)の地区民生委員児童委員協議会定例会で見守り対象世帯の情報共有をするとともに、民生委員同士だけでなく地域包括支援センターと密に連携することで、問題や課題に対し複数で対応できるような体制づくりに取り組みました。 ・県と「地域見守り活動に関する協定」を結んでいる事業者から異変疑いの連絡が4件あり、ケアマネジャーなど関係機関と連携して、速やかに安否確認を行いました。また、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業において、分野を問わない地域づくりが進むよう、関係各課と協議を重ねました。 ・鎌倉市くらし見守りネットワークの関係団体に啓発チラシ等を定期的に配布し(3回)、被害事例を共有するとともに、見守り対象者に対しては関連する機関と共に対応しました。
1-2-(1)-1	高齢者虐待防止の推進	・本庁舎ロビーや地域イベント等において、虐待予防に係るパンフレット配布やパネル掲示などを行い、虐待防止についての周知・啓発を図り、早期発見・早期対応に努めました。 ・虐待の事例に対して、状況確認を行い、関係機関と個別に連携を図るだけではなく、必要に応じてケース会議を開催し、高齢者本人や家族への具体的支援を行いました。 ・介護保険事業者職員向けに虐待防止研修を開催し、高齢者虐待に対する正しい知識の周知を行いました(開催回数2回)。 ・高齢者・障害者虐待防止ネットワークミーティングの開催は実施しませんが、虐待問題の解決や防止を図るため、必要に応じて、地域包括支援センター、警察、民生委員、医療機関及びケアマネジャー等と連携を図り、ケース会議等において支援方針を協議しながら、チームによる迅速な対応に努めました。
1-2-(2)-1	成年後見制度の利用促進	・成年後見センターにおいて、市民や関係機関向けに成年後見制度の利用や権利擁護に関する研修会等を開催しました(開催回数7回、参加者数218名)。 ・市内10箇所の地域包括支援センター及び成年後見センターが成年後見制度の相談業務を行い、成年後見センターでは、弁護士、司法書士、行政書士又は社会福祉士による専門相談を定期的に行いました。成年後見センターでの相談件数339件、地域包括支援センターでの相談件数522件でした。 ・既存のリーフレットを見直したうえ印刷発注し、鎌倉市成年後見センターの更なる周知を図りました。 ・鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見との連携を図り、選任されて活動中の2名の市民後見人等に対して適切に後見活動ができるようバックアップを行いました。 ・「鎌倉市成年後見制度利用促進協議会」を3回開催し、成年後見制度の関係機関との連携及び情報共有を推進し、地域連携ネットワークの強化に努めました。 ・経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人に対し、費用助成を行いました(助成件数23件)。 ・経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方に対し、後見人への報酬費用等に対する助成を行いました(令和7年度25件)。
1-2-(3)-1	学校における福祉教育・体験活動の実施	鎌倉市社会福祉協議会等他機関と連携しながら、車椅子バスケットボールや要約筆記体験など各校の実情の実情に合わせて実施しました。
1-2-(4)-1	終活3事業の推進	・終活関連事業として、「イタコ展」を鎌倉生涯学習センターで開催するとともに、著名人による終活特別講演会を開催し、終活への普及啓発活動を行いました。 ・エンディングノートを、高齢者支援課窓口のほか、支所、老人福祉センター、地域包括支援センター及び鎌倉市社会福祉協議会に配架しました。 ・終活事業の実施により高齢者が安心して生活できるようサポートする制度「終活情報登録事業」、死後に生じる事務について生前に決めておくための手続きを市がサポートする「エンディングプランサポート事業」を周知しました。

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
B	・高齢者見守り登録の周知等を計画どおり、実施しました。 ・理事会及び各地区定例会を当初の予定通り毎月1回(8月を除く)開催する中で、民生委員同士、地域包括支援センターと高齢者の状況を共有することができました。 ・連絡があったら、速やかにケアマネジャー及び関係機関と連携をとり、安否確認を実施できました。 また、重層的支援体制整備事業の推進に当たっては、各分野の地域づくり事業(SC等)を中心に関係課及び関係機関等との連携を進めることができ、分野を横断した支援の連携基盤の強化につながりました。 ・関連する庁内及び他行政機関との連絡が増え、見守り対象者に対して適切な対応が取れる機関を案内できる機会が増えました。 ・平時から関係課と連携体制を構築しておくことが重要であり、情報共有体制の維持に努めました。令和7年度は、予防課としての案件はなかったものの、関係課との連絡体制は継続できています。	→	・消費者トラブルを防ぐ知識を関係機関の方に広め、消費者トラブルの相談になる前に関係機関の方で未然に防ぎ、消費生活相談で対応が困難になる前にトラブルを防げるようにしていくことを進める必要があります。 ・引き続き関係機関等と連携しつつ、異変の疑いがある場合には適切かつ速やかに対応します。 重重層的支援体制整備事業の推進に当たっては、各分野の地域づくり事業(SC等)を中心に関係課及び関係機関等との連携を継続・強化し、分野横断的な支援を円滑に進める体制を一層充実させる必要があります。 ・引き続き民生委員児童委員協議会との連携による地域での気付き ・見守り体制の充実を図ります。 ・高齢者見守り体制の充実における予防課の役割が限定的であることから、具体的な実績や数値が表れにくい状況にあります。今後も関係課との情報共有及び連絡体制を維持し、火災予防の観点から必要な対応を行えるよう体制づくりを継続する必要があります。	市民安全課 福祉政策課 高齢者支援課 消防本部予防課
B	高齢者・障害者虐待防止ネットワークミーティングは実施できませんでしたが、個別にケース会議を開催し、地域包括支援センター、警察、民生委員、医療機関及びケアマネジャー等と連携を図り、虐待問題の解決や防止に取り組みしました。	→	・本庁舎ロビーや地域イベント等において、虐待予防に係るパンフレット配布やパネル掲示などを行い、虐待防止についての周知・啓発を図り、早期発見・早期対応に努めます。 ・鎌倉市高齢者虐待マニュアルを適宜見直しを行い、適切な虐待対応の運用を行っていきます。加えて、課題を抱える家庭に関わっている関係機関と連携を図り、ケース検討会議において情報共有と支援方法を明確にし、解決に向けた家庭支援や見守りを引き続き行っていきます。 ・介護保険事業所向けに虐待防止研修を2回開催する予定です。 ・鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワークミーティングについて、引き続き、高齢者支援課や障害福祉課で所管している関連の会議体と併せて整理します。	高齢者支援課
B	・予定していた取組を滞りなく実施し、成年後見制度の利用を促進しました。 ・相談件数は増加傾向にあるため、今後も引き続き地域連携ネットワークの維持・強化を図るとともに、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな相談体制の確保に努めていきます。	→	・引き続き、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施します。また、専門職(士業)による専門相談や、支援機関職員による個別相談を継続し、きめ細やかな相談体制を維持していきます。 ・既存のリーフレットを活用し、鎌倉市成年後見センターの更なる周知を図ります。 ・「鎌倉市成年後見制度利用促進協議会」を通じて、地域連携ネットワークの強化に努めます。 ・市民後見人の活動の場として鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見等との連携を図り、市民後見人の活動を推進していきます。 ・障害基礎年金等の額が、物価の変動等に伴い上昇している中で、助成対象者の要件である収入要件に抵触し、助成対象外となる方が増加しています。	高齢者支援課 障害福祉課
B	体験的な活動をすることで、子どもたちの興味関心も高まり、より主体的な学びへとつながりました。	→	学習指導要領に則り、工夫をしながら効果的な学習を今後も進めていきます。	学校教育課
A	定員を上回る応募があった終活特別講演会において、健康福祉部各課の取組を合同で周知しました。相談ニーズが多様化・複合化する中、部課横断的なイベントを開催したことで、市民が自身の課題に応じた市の支援策を包括的に見つける機会となりました。	→	人生100年時代を見据えた本取組の一層の推進を行っていく必要があるため、引き続きエンディングノートを配布し、終活について周知を図ります。また、終活登録事業及びエンディングプランサポート事業についても市の窓口案内のほか、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを通して引き続き周知を図る予定です。	高齢者支援課

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
1-3-(1)-1	高齢者の在宅生活の支援	・食事の確保が困難な高齢者等に対し、市の委託する配食業者が行う配食サービス費用の一部助成を行いました。実利用者数224名 ・美理容店に赴くのが困難な要介護4又は5の認定を受けた方を対象に、訪問出張費の助成を行いました。 ・毎月の地区民生委員児童委員協議会定例会で見守り対象世帯の情報共有をするとともに、民生委員同士だけでなく地域包括支援センターと密に連携することで、問題や課題に対し複数で対応できるような体制づくりに取り組みました。 ・利用対象者に紙おむつや尿取りパッドを2カ月に一度、自宅に配達しました。利用者数402名 ・家庭ごみの声かけふれあい収集を実施しました。実施世帯数687世帯 実施者数808名 ・委託業者と連携を図り、一人暮らし高齢者等に対し緊急通報装置の貸出を行いました。実利用者数345名 ・緊急情報シートを本庁舎、支所、地域包括支援センターで配布しました。
1-3-(2)-1	ケアラーへの支援	・重層的支援体制整備事業における多機関協働事業にて、ケアラー支援が必要と考えられる複合的な課題を抱える世帯に対する支援を行いました。 ・各地域包括支援センターにて介護をする家族や高齢者に向けて家族介護教室を実施しました。開催回数 15回 延参加者数220名(再掲) ・ケアに関する理解啓発を目的とし、条例説明及び支援に関する情報を掲載したリーフレット「ケアするケアされる鎌倉みんなのスタートブック」を適宜配付し、理解啓発を図りました。 ・共生型サービスの提供を検討する事業者等に情報提供を行いました。
1-4-(1)-1	在宅医療と介護・福祉の連携推進	・在宅医療介護連携推進会議を年1回開催しました。(オンライン、対面と、それぞれ計2日間開催。) ・「ACP」「多職種ミーティング」については、課題解決にむけ、ワーキンググループとして進めています。(ACP:4回、多職種:3回) ・多職種研修会1回開催「地域BCP」(訪問看護連合会) ・鎌倉市医師会に在宅医療介護連携相談センター運営業務を委託。(関係機関からの相談件数 129件)
1-4-(1)-2	かかりつけ医の役割に関する理解と体制強化	・各地域包括支援センターでかかりつけ医に関するチラシをリニューアルし、普及啓発を行っています。 ・「かかりつけ医のススメ」のチラシを作成し、65歳の市民へ介護保険被保険者証に同封しに送付しています。
1-4-(1)-3	一人ひとりが「生き方・逝き方」を考えられる環境づくり	・在宅医療介護連携推進会議に地域包括支援センター職員で構成する「在宅医療介護連携推進委員会」から代表が出席し、地域での活動や課題の共有を図りました。 ・ACPの普及啓発を検討するワーキンググループにおいてACP普及啓発ツール「明日のわたし手帳」を作成しました。 ・鎌倉地域介護支援機構が開催する「人生会議in鎌倉」の後援を行いました。参加者数 56名 ・一般介護予防事業シニア健康大学「自分らしい生き方と逝き方～ACPとは～」を開催。参加者数30名 ・ACPについて地区健康教育を3回開催。参加者数40名

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
B	・民生委員同士、地域包括支援センターと高齢者の状況を共有することができました。高齢者の在宅生活の支援のため、継続したサービスの実施が必要です。 ・クリーンステーション(ごみ集積場)等まで、ご自分でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をするともに、ごみや資源物の収集を実施した結果、市民サービスの向上が図れたものと考えます。 ・計画どおり、利用希望者に対してサービスの提供が実施できました。	→	・引き続き、民生委員児童委員協議会と連携し、見守り体制の充実を図ります。 ・在宅生活を支える介護人材の確保と低所得層に対する継続的な生活支援が必要です。	福祉政策課 高齢者支援課 介護保険課 環境センター
B	・多機関協働事業において関係支援機関と連携し、複合的な課題を抱える世帯への支援を進めた際、関係機関間の連携が包括的支援の実施に有効であることがうかがえました。 ・ケアラー支援は継続的支援が必要なため、情報の公開、周知を行い、社会全体の理解促進が図られています。 ・適切なサービスが利用できるよう施設の情報提供に取り組んでいます。	→	・ケアラー支援の一層の推進に向け、重層的支援体制整備事業の活用を含めた制度周知を継続するとともに、ケアラー支援グループへの活動補助金の活用促進につながる取組を進める必要があります。 ・ケアラーの早期把握と、適切な支援につながる地域社会の理解促進が課題です。	福祉政策課 高齢者支援課 介護保険課
A	・ワーキンググループの立ち上げにより、ACPの普及啓発に関する共通ツールの作成や、多職種ミーティングのテーマや開催方法について、多職種の意見を取り入れながらすすめられています。 ・在宅医療・介護連携相談センターの職員による事業所ヒアリングにより、現場の課題共有やセンター機能の周知を図ることができています。	→	在宅医療介護連携相談センターや地域包括支援センター等の課題を分析を行い、会議体へ共有し、PDCAで施策へ反映させることを強化する必要があります。	高齢者支援課 介護保険課
A	市民へ普及啓発を続けています。	→	かかりつけ医、人生会議等について考えることのハードルを下げる取組が必要です。目に触れる機会や考える機会を増やす取組を具体化できるよう、引き続き意見交換を重ねていきます。	高齢者支援課 介護保険課
B	講演会や地区健康教育等をととして、ACPについて市民に普及啓発できつつあります。	→	市民へのACP普及啓発共通ツール(明日のわたし手帳)の必要性や研修に参加していない関係職種への周知などの新たな課題について引き続きの検討を要します。	高齢者支援課 介護保険課

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
2-1-(1)-1	認知症に関する知識等の普及啓発	・認知症サポーター養成講座を実施しました。 実施回数全34回 延べ1,144名 ①市民公募の公開講座(5回、111名) ②小学校、中学校、大学(6回、653名) ③市職員(1回、47名) ④地域の団体等(22回、333名) ・7月に地下道ギャラリーで認知症地域支援推進員と連携してパネル展示を実施。9月にはアルツハイマー月間には市役所ロビーで地域の幼稚園、介護保険施設等に依頼してぬり絵等も併せて展示しました。また、県主催の「かながわオレンジデー」の会場でも展示しました。 ・図書館に設置されている「認知症にやさしい本棚」での普及啓発を行いました。 ・認知症ケアパスの配布及び相談窓口の周知。 約60か所 約3,000部配架
2-1-(1)-2	認知症予防も含めた知識等の普及啓発	・介護予防教室における運動講座で、認知症予防のための運動や、コグニサイズを実施しました。 おとし運動トレーニング 参加者数延241名 6日間運動トレーニング 参加者数延347名 - パーソナルアドバイス 参加者数延243名 ・難聴と認知症の関係について、かまくらシニア健康大学において「聞こえづらさを感じたら」をテーマに言語聴覚士を講師に招き、難聴の早期発見と認知症予防等に関する講話を実施しました。 ・後期高齢者健診の受診票に難聴に関する記事を掲載しました。
2-1-(2)-1	認知症本人への対応方法の周知	・認知症サポーターが活動する場の一つとして、認知症サポーター養成講座受講者に対し、オレンジカフェの周知を行いました。 ・市内のオレンジカフェを周知するツールとして「鎌倉オレンジカフェガイド」を作成しました。 ・認知症の普及啓発として、市広報誌や、衛生時報(9月号)にアルツハイマー月間に関する市の取組について掲載しました。
2-1-(2)-2	本人やその家族からの発信機会創出への支援	・9月のアルツハイマー月間に市主催のステップ講座において、かながわオレンジ大使(認知症当事者)を講師として招き、本人発信を行いました。 ・「鎌倉オレンジカフェガイド」を作成し、市内のオレンジカフェを周知しました。
2-2-(1)-1	早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築	・認知症地域支援推進員と協力し、対象者の把握や相談事業の充実に努めました。 ・認知症ケアパスを約3,000部配架しました。(再掲) ・認知症初期集中支援事業の相談は8件、うち利用は1件。
2-2-(1)-2	認知症バリアフリーの推進とチームオレンジの仕組みの構築	・認知症サポーター養成講座:34回 延1,144名(再掲) ・高齢者生活支援サポーター養成講座:2回、延18名
2-2-(1)-3	認知症の方と家族が安心して暮らせるための支援	・認知症高齢者等の介護者に対して、徘徊高齢者SOSネットワークシステム制度の周知を図り、希望者の登録を行いました。 登録者数218名 ・認知症高齢者等の介護者に対して、認知症高齢者等早期発見支援事業の周知を図り、希望者へGPS端末の貸出しを行いました。 登録者数36名 ・認知症高齢者等の介護者に対して、衣服や持ち物等にはいることができる見守りシール利用事業の周知を図り、希望者へ交付しました。登録者数20名
2-2-(2)-1	認知症対応力の向上	・認知症地域支援推進会議 2回 ・認知症地域支援推進委員会 7回 - 委員会内では3つのワーキンググループ(地下道ギャラリー・つながるを支える・認知症初期集中支援事業検討)を作り、認知症地域支援体制の強化に努めました。

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
B	・関係機関や庁内関係課と連携しながら、認知症に関する正しい知識や早期診断・早期対応の大切さについての周知に努めました。 ・資料の充実を図るとともに、図書館に設置している「認知症にやさしい本棚」での普及啓発を行いました。	→	認知症サポーター養成講座の受講者数が減っています。 (R4:1,475名、R5:1,613名、R6:1,436名) 今後、地域包括支援センターと連携し、学校や企業、地区組織等を対象にさらに周知を行っていきます。	高齢者支援課 介護保険課 中央図書館
B	介護予防教室や地域での講演会をとおして、認知症予防も含めた知識等の普及啓発を実施しました。	→	引き続き認知症の講座に限らず、関連する講座で認知症予防も含めた普及啓発を行います。	高齢者支援課 介護保険課
B	講座受講後、認知症サポーターが地域で活動できるよう、オレンジカフェを紹介しました。	→	引き続き、講座などの手段により、本人の対応方法に関する普及啓発を行います。	介護保険課
B	認知症の当事者を招いた講演では認知症当事者の生の声を届けることで認知症への理解を深めることができました。	→	オレンジカフェガイドは、随時更新等が必要なため、認知症疾患医療センターに協力を依頼しています。	介護保険課
B	認知症地域支援推進委員会において、事例検討会を開催し、対象者の選定や市と包括の役割等、事業を見直すきっかけとなりました。また、認知症地域支援推進会議において、事例検討会の報告を行い、チーム員医師と課題や今後の方向性について意見交換を行うことができました。	→	今後は認知症地域支援推進委員会のワーキングを中心に、対象者を選定するツール等を作成し、必要な人が支援につながるよう体制づくりに努めます。	高齢者支援課 介護保険課
B	認知症サポーター養成講座では、地域の団体がチームオレンジの役割を担えるよう働きかけました。また、高齢者生活支援サポーター養成講座の受講者に認知症サポーターの役割を担ってもらうことで、チームオレンジとしての意識づけを行いました。	→	引き続き、認知症サポーター養成講座で周知していきます。	高齢者支援課 介護保険課
B	複数の見守り支援を実施し、徘徊時の早期発見や家族の安心につなげています。	→	介護者の精神的負担の軽減のために、参考となる事例の情報収集を行い、更なる支援体制づくりの充実と利用促進に努めます。	高齢者支援課
B	認知症地域支援推進員やチーム員医師と情報共有を行い、認知症本人や家族を地域で支える仕組みづくりについて協議しました。	→	認知症施策について、認知症地域支援推進員やチーム員医師と連携し、検討していきます。	高齢者支援課 介護保険課

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
3-1-(1)-1	高齢者雇用促進事業の推進	・就労支援相談(37名相談、9名就業) ・60歳以上対象就職説明会(49名参加、2名就業) ・AIを活用した就職支援システム(GBER)については、類似の機能を持つ民間サービスの提供が進み、実績が伸びなかったことから、令和7年度をもってサービスを終了しました。
3-1-(2)-1	就労ニーズに対応した就労機会の提供	高齢者の就労ニーズにそった就業機会を提供し、健康と生きがいの充実及び社会参加を図ることで、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とするシルバー人材センターへ、センター運営費補助等を行い、支援しました。 会員数480名
3-2-(1)-1	老人福祉センターの講座・教室の充実	老人福祉センター(市内5か所)は地域の高齢者の学びの場としての役割を担っており、生きがいづくり、健康の増進等を目的とした講座の企画・実施を行うとともに、利用者や地域の高齢者と子どもから大人を含めた多世代交流を目的とした講座を実施しました。
3-2-(1)-2	高齢者の学習ニーズへの対応	・老人福祉センターとみらいふる鎌倉(鎌倉市老人クラブ連合会)の共催で、教養講座を開催しました。 ・「人生後半を豊に生きる」、「生活に役立つお薬の話」など5講座を開催しました。
3-2-(1)-3	図書館の資料、設備機材の充実等	・資料の充実を図りました。中央図書館にバリアフリー資料コーナーを新設し、大活字等を置きました。 ・音声読書機を買い替えました。 ・「明るい終活のお話(手話通訳付き)」を開催しました。
3-2-(1)-4	博物館等での文化財公開活用 of 充実等	鎌倉歴史文化交流館企画展実施回数:4回 鎌倉国宝館展覧会開催回数:7回 鎌倉歴史文化交流館ワークショップ等の回数:28回 鎌倉国宝館講座及び解説等実施回数:47回
3-2-(2)-1	高齢者活動サービスの充実	・長寿のお祝いとして88歳及び100歳以上の高齢者に対し祝品を贈りました。 ・65歳以上の市民を対象に、入浴助成券を4,063名に交付しました。 ・公衆浴場(銭湯)を利用して65歳以上の市民に健康チェック・入浴・レクリエーション等のサービスを提供するデイ銭湯事業を実施しました。 延参加者数431名
3-3-(1)-1	老人クラブの活動への支援	高齢者の孤独感の解消、生きがいづくり、健康の維持・増進が図られる活動が継続されるよう、交流事業として訪問活動やサロン事業、歩こう会、清掃ボランティアなどを実施している老人クラブに対し、必要な財政支援などを行いました。
3-3-(1)-2	新規会員の加入促進支援	会員の高齢化・減少等の課題に対し、ホームページや広報誌、パンフレット等を通じて活動を積極的に紹介し、新規会員の確保に努めているみらいふる鎌倉に対し、新規会員の加入促進の広報・周知などの支援を行いました。 会員数 2,227人
3-3-(1)-3	他都市との交流の促進	他都市の老人クラブとの交流活動に対する支援を行いました。

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
B	60代以上の就労支援相談や合同就職説明会の利用者は多く、市内でも需要が高い。 一方、GBERについては、類似の機能を持つ民間サービスがあることから、市独自のシステムへの需要が伸びなかったと考えられます。	→	就労を希望する高齢者に対して情報を届けられるよう、効果的な情報発信について検討する必要があります。	産業課
B	シルバー人材センターに対し予定どおりの支援を行いました。	→	引き続き、高齢者が社会でいきいきと活躍していけるよう、就労ニーズにそった就労機会を提供しているシルバー人材センターを支援します。	高齢者支援課
B	各種講座を概ね予定どおり実施でき、利用者アンケートからも良好な評価が得られています。	→	引き続き、老人福祉センターにおいて、楽しく学べる講座や催し物、多世代交流講座を実施し、老人福祉センターの講座・教室の充実を図ります。	高齢者支援課
B	高齢者のニーズにあった講座を開催できました。	→	・老人福祉センターとみらいふる鎌倉(鎌倉市老人クラブ連合会)の共催で、教養講座を開催します。引き続き高齢者の文化教養を高める講座を企画し、高齢者の学習ニーズに対応するよう取り組みます。 ・一部講座では50代世代の共感に欠けた部分がありました。	高齢者支援課 生涯学習課
B	長年、課題であった音声読書機を買い替えるとともに、バリアフリー資料コーナーを設置することができました。高齢者等の関心があると思われる終活をテーマに講座を開催することができました。	→	・資料の充実を図ります。 ・中央図書館に「バリアフリー資料コーナー」を常設し、普及啓発を行います。 ・行事等を実施します。	中央図書館
B	市内発掘調査の速報展を含めた企画展だけではなく、ワークショップや講座を通し、鎌倉の歴史及び文化について学ぶ機会を提供できています。	→	博物館としての収蔵庫の設備の不足及び展示室のスペースが狭いことから、展示できる文化財に制限がある等の課題があります。	生涯学習課
B	予定していた取組を滞りなく実施できました。	→	敬老祝い事業は引き続き滞りなく実施し、入浴助成事業及びデイ銭湯事業については、利用者数の増加に努めます。	高齢者支援課
B	老人クラブに対し必要な財政支援などを行いました。	→	老人クラブは、会員同士の交流や親睦を深めるサロン事業や健康づくり事業、レクリエーション活動、文化教養講座の開催など生活を豊かにする活動や友愛活動、清掃ボランティアなど社会奉仕活動を行うなど多種多様な取組をしています。これらの活動が円滑に実施できるよう、みらいふる鎌倉や老人クラブに対して必要な財政支援などを行います。	高齢者支援課
B	新規会員の加入促進の広報・周知などの支援を行いました。	→	みらいふる鎌倉では、加盟する老人クラブの会員の高齢化・会員の減少等の課題に対し、新規会員の加入促進を図るため、みらいふる鎌倉や老人クラブでの魅力ある活動の紹介を会報の発行や紹介チラシの作成などを通じて行っており、そうした活動を広報かまくらなどを通じて広報・周知などを行うことで支援します。	高齢者支援課
B	計画どおりの交流があり、その支援を行いました。	→	他都市の老人クラブとの活発な交流が認められるよう支援します。	高齢者支援課

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
3-3-(2)-1	地域自主活動団体への支援	・地域介護予防活動支援団体補助金の交付 団体数96団体、参加者数延べ55,345名 ・フレイル予防活動事業補助金 9件 ・健康づくり応援団の派遣 延べ48団体 ※認知症サポーター養成講座含む - 理学療法士、歯科衛生士等の専門職 延べ8名 - 市保健師、栄養士 延べ93名
3-3-(2)-2	自治会町内会等との連携	・健康づくり応援団の派遣 延べ48団体 ※認知症サポーター養成講座含む - 理学療法士、歯科衛生士等の専門職 延べ8名 - 市保健師、栄養士 延べ93名(再掲) ・健康づくり応援団の実施 17団体 延375人
3-3-(3)-1	老人福祉センターの運営	老人福祉センター(市内5か所)において、介護予防・フレイル予防の講座や太極拳やカラオケ体操、ピラティス等の講座や教室を開催しました。また、利用者や地域の高齢者と子どもから大人を含めた多世代交流を目的とした講座を実施しました。
3-3-(3)-2	サークル活動の地域展開	老人福祉センターで、講師を招き趣味や生活に役立つ専門講座を開催しました。(専門講座 205回 生活講座 11回 一般教養講座 44回実施) また、老人福祉センター利用者のうちサークル活動で利用した方は延35,945名で、多くの方が生きがいづくりのサークル活動に参加しました。
3-3-(3)-3	センター利用者の新規開拓	「東アジア文化都市2025鎌倉市」の連携事業として、多世代交流講座をはじめ、魅力ある講座を企画・実施し、新規利用者の開拓に努めました。
3-3-(4)-1	多世代交流事業の推進	・老人福祉センター(市内5か所)利用者や地域の高齢者と子どもから大人を含めた多世代交流を目的とした講座を概ね月に1回実施しました。 - 多世代交流講座54回 延参加者数902名 ・老人クラブでは、市内の幼稚園へ農作物の提供を通して、世代を超えた交流を図りました。 ・市内の市民団体と協働で多世代交流事業として、スマホサロンを4回、料理サロンを2回開催しました。
3-3-(5)-1	外出支援サービスの充実	・高齢者運転免許証自主返納者等支援事業を継続して実施しました。 ・寺社仏閣、公共施設への入場料優待及び協賛店舗などでも割引等の特典を受けることができる福寿優待サービス事業の実施や、それらの店舗等が掲載された高齢者外出促進マップを配布し、高齢者の外出施策を実施しました。 ・70歳以上で非課税世帯に属する高齢者を対象として、高齢者向けバス割引乗車証の購入費助成事業を実施しました。

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
A	自治町内会やみらいふる鎌倉、地域自主活動団体等に出向き、フレイル予防等の知識の普及、体力測定等の健康チェックを行いました。令和7年度は、講座の選択肢として「人生会議(ACP)」を新たに追加し、内容の充実を図りました。	→	・地域介護予防活動支援事業補助金では、新規申請団体が増える一方で、会員の減少等により中止・解散する団体もあるため、こういった団体の支援を行いながら、自主的な活動を促していきます。 ・補助事業自体の拡充は予定せず、申請に基づき補助を行います。 ・健康教育「健康づくり応援団」の依頼が減少しています。(R6:52団体/954人、R5:55団体/1598人)今後、健康教育の内容の見直しや自治会や地域の団体等に周知を行っていきます。	介護保険課
B	・民生委員児童委員協議会の理事会において介護予防事業について共有し、市民への周知について協力を依頼しました。 ・自治町内会や地域の団体の代表者等と、健康づくり応援団や介護予防事業の会場選定や周知等について、連携を深めました。 ・依頼のあった団体に健康づくり意識の普及啓発を行うことで、未病や生活習慣病への意識づけ、こころの健康や自殺予防に関する理解を深めることにつながっています。	→	・関係各課と連携しながら、自治会町内会や民生児童委員等とのつながりをもてるよう努めていきます。 ・将来的に地域づくりを担う青年期や壮年期の対象者への働きかけが困難です。	介護保険課 市民健康課
B	各種講座の参加者から、概ね良好な評価を得ています。	→	引き続き、介護予防・フレイル予防に向けた取組を進めていきます。また、地域特性や地元のニーズに応えることを心掛け、多様な多世代交流講座の実施に努めます。	高齢者支援課
B	サークル活動で利用した方は前年度と概ね横ばいで推移しています。	→	利用者のニーズを把握し、専門講座を今後も開催し、充実した内容のものにしていくとともに、サークル活動が持続的に継続できるようセンターで支援を行います。また、地域活動へ展開ができるよう地域住民との連携を図ります。	高齢者支援課
B	講座の参加者の感想やアンケート結果からも良好な評価を得ています。	↗	60歳代の利用促進を目的とした、デジタルスキル向上等のサービス提供に取り組みます。	高齢者支援課
B	各種講座を概ね予定どおり実施し、アンケートからも良好な評価が得られています。	↗	・多世代交流事業の一環として、老人福祉センターの設備を常時活用し、世代を問わず地域に開かれた施設づくりを推進します。 ・老人クラブでは、市内の幼稚園へ農作物の提供を通した、世代間交流を図ります。	高齢者支援課
A	継続的な事業実施に加え、新たな事業を導入したことにより、外出支援の充実につながっています。	→	・外出支援にかかる支援事業を継続して実施します。 ・新たな協賛店舗の開拓に取り組めます。	高齢者支援課

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
4-1-(1)-1	ライフステージに応じた住生活の実現 及び高齢者等の居住の安定確保	・市営住宅の入居者募集において、高齢者向け住宅を5件、障害者向け住宅を1件募集しました。市営住宅の集約化(建替え)に伴い、バリアフリーに配慮した高齢者等にも住みやすい住環境の整備を図りました。 ・年5回の住まい探し相談会(相談者 合計13名)を実施し、入居及び住み替えについての支援を行いました。 ・窓口で神奈川県内のサービス付き高齢者向け住宅が記載されている情報紙の配付を行いました。 ・協議会の事業として、協議会の会員団体である不動産関係団体とも連携し、事例検討など通じて情報共有を行い、住宅セーフティネットの整備を推進しました。 ・令和7年10月の住宅セーフティネット法の改正を踏まえ、高齢者を含む住宅確保要配慮者に係る施策について、福祉部局との連携体制を整えました。 ・協議会の会員である社会福祉協議会及び高齢者支援課と情報共有を図ることで居住支援体制の構築を推進しました。 ・協議会の会員である福祉関連部署を中心に連携しながら居住支援を行いました。
4-1-(2)-1	介護保険施設等の整備	介護医療院の公募を行い、1事業所を選定しました。 地域密着型介護サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)の公募を行い、1事業所を選定しました。 看護小規模多機能型居宅介護と特定施設入居者生活介護の公募を行ったが、応募はありませんでした。
4-1-(2)-2	施設サービス等の情報提供	ホームページでの施設等の特徴について情報提供を行いました。
4-1-(3)-1	消費者被害の防止	出前講座、リーフレット配布等により、消費者トラブルについて広く市民に周知しました。また、消費生活センターにて消費者トラブル解決のための支援を行いました。出前講座17回実施、参加者計357人 消費者トラブル啓発リーフレットの自治町内会回覧3回、市広報版への提示3回 広報かまくらでの消費生活センター周知3回 消費生活センター相談受付件数1,829件
4-1-(3)-2	関係機関との連携	地域包括支援センターにおいて消費者被害に関する周知を行いました。また、消費生活センターや地域包括支援センターと連携して、高齢者の消費者被害の未然防止につなげました。
4-1-(4)-1	防犯情報の提供	鎌倉・大船警察署と連携し、「広報かまくら」や鎌倉市防災・安全情報メールなどにより防犯情報を提供しました。 ・広報かまくら掲載回数 2回(12月号・2月号) ・防犯・安全情報メール配信回数 事件情報 80件 不審者情報 18件 ・x、HP掲載 98件 ・安全安心まちづくり推進ニュース発行回数 3回(6・9・12月号) ・モニター広告掲載回数 6回(6～11月) ・防災行政用無線 12月(毎月1回)
4-1-(4)-2	防犯講話の実施	元警察官である「安全安心まちづくり推進アドバイザー」が鎌倉・大船警察署、関係団体と連携し、老人福祉センターや自治会町内会において防犯講話・教室を実施しました。 防犯講話実施回数 3回
4-1-(4)-3	防犯機能を有する電話機等の購入費補助	市民の特殊詐欺被害を抑止するため、本市に住民記録がある70歳以上の者が購入した防犯機能付電話機等に要した費用に対して補助金を交付しました。 補助金交付件数 120件

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
B	・高齢者や障害者等の住宅確保用配慮者の居住の安定確保を推進していきます。 ・前年度から継続して実施している取組は例年通り実施し、法改正により新設された制度への対応として、関係課を含めて実施体制を整えることができました。	→	・市営住宅は空き住戸の募集を行うが、募集住戸数が少ないため、例年倍率が高くなっています。 ・居住の安定確保に向けて、住まい探し相談会等を活用する方が増えるよう、より一層周知していく必要があります。	生活福祉課 都市計画課
B	計画通りに公募を行っています。	→	サービス基盤整備状況として、介護保険施設は4つの種別、地域密着型サービスは6つの種別の平均から達成率をみていきます。	介護保険課
B	随時更新を行い、適切な情報提供を行うことができました。	→	施設の空き状況等の即時性向上、デジタル化を促進することが課題です。	介護保険課
B	リーフレット配布等により、消費者トラブルや消費生活センターについて広く市民に周知した結果、相談受付件数が増加しました。 出前講座の参加者も令和6年度と同程度の人数の参加があり、順調に講座参加者数(累計)が増えています。	→	消費生活センター相談受付件数は令和6年度から増加しており、新しい消費者トラブル事例やさらなる消費者トラブル啓発について、高齢者の方を中心に周知を進める必要があります。	市民安全課
B	予定していた業務を着実に実施できました。	→	地域包括支援センターにおいて消費者被害に関する周知を行うとともに、消費生活センターや地域包括支援センターとの連携を図っていきます。	高齢者支援課
B	防犯情報や事件情報などを提供することで、市民に対して犯罪の傾向や防犯に対する周知啓発ができました。	→	警察と連携し、広報かまくらや防災・安全情報メールやホームページ等への掲載、安全安心まちづくり推進ニュースの発行、本庁舎等での来庁者に向けたロビーモニターや電光掲示板の表示、防災行政無線を使った注意喚起放送などにより、防犯情報を提供します。	市民安全課
B	防犯情報や事件情報などを提供することで、市民に対して犯罪の傾向や防犯に対する周知啓発ができました。	→	防犯講話は、自治会町内会などから依頼があった場合に開催するが、コロナ禍が始まった令和2年度以降、実施回数が極端に減少しました。今後は、実施回数が増加するよう、様々な機会を通じてこの取組を周知していく必要があります。	市民安全課
B	予定どおり予算台数分の補助金が交付でき、市民の特殊詐欺被害の予防支援を実施することができました。	↗	令和7年度は、予算台数を上回る申請台数がありました。(令和8年度は予算台数を20台増やし、140台としました。)	市民安全課

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
4-2-(1)-1	買い物支援サービス等の情報提供	高齢者の買い物を支援する情報提供に努めるとともに、地域貢献バスモデル事業の情報提供を行いました。また、地域の要望を受けた地域の社会法人と協定締結し、デイサービスセンターの送迎車両を活用した地区内を循環する「乗りあい車」の一部費用負担をしました。
4-2-(2)-1	安全で快適に移動できる交通環境の整備	・社会福祉法人による地域の無償乗り合い車の運行 ・鎌倉市地域公共交通計画の策定 ・パーク&ライド及び鎌倉フリー環境手形施策の実施
4-2-(2)-2	NPO法人や社会福祉法人が実施する送迎サービスへの協力	・令和7年度(2025年度)は、横須賀市を幹事市として開催された横須賀・三浦地区福祉有償運送市町村共同運営協議会に参画しました。また、シニアガイドや市ホームページで福祉有償運送制度の周知を行いました。 ・社会福祉法人と協定締結し、施設の送迎バスを活用した高齢者の外出支援を行っていますが、協力事業者に対し、負担する費用の一部を増額しました。 協力施設数 3施設
4-2-(3)-1	支所を中心とした地域づくり推進の体制構築	実際に個別の課題や困りごとを抱える地域において、その課題解決のアクションを行う発起人の取組に対し、支所が伴走や案内などを行う新しい地域主体のまちづくりを推進しました。
4-2-(3)-2	産官学民連携による鎌倉リビングラボの推進	これまで取組を進めてきた今泉台地区、玉縄地区での取組に対して、引き続き、市はサポートする立場として、庁内調整、視察対応等が必要な場合は対応してきました。

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
B	高齢者の買い物に困難にならないよう、引き続き情報提供を行っていく必要があります。	→	- 生活支援サービスの担い手の確保に課題があります。 - 事業者が協力しやすい体制を整え、地域貢献送迎バス事業の円滑な実施に努めます。 - 老人福祉センターの送迎車両の空き時間を活用し、地域の高齢者等の買い物支援につながる外出支援に取り組みます。	高齢者支援課 介護保険課
B	- 社会福祉法人が地域貢献の一環として、デイサービス送迎車の空き時間を活用し、無償で乗り合い車の運行を始めたことから、利用促進に向けて地元自治会や関係事業者との協議等を行いました。 - 鎌倉市地域公共交通計画を策定しました。 - 交通需要マネジメントの一環としてパーク＆ライド及び鎌倉フリー環境手形施策を実施し、継続に向けて関係事業者と調整を行いました。	→	- 鎌倉市地域公共交通計画の進捗管理に取組みます。 - パーク＆ライド及び鎌倉フリー環境手形の利用者増加に向け、市HP等において広報活動に取組みます。	交通計画課
A	予定していた取組を着実に実施できました。	↗	- 福祉有償運送事業の新規申請、更新申請、変更申請等について、事業者からの提出資料を整理し、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町村共同運営協議会に諮ります。また、引き続き福祉有償運送制度の周知を図ります。 - 地域貢献バスモデル事業の事業者が協力しやすい体制を整え、地域貢献送迎バス事業の円滑な実施に努めます。	高齢者支援課
B	各支所及び地域のつながり課の職員が地域の課題・ニーズを把握することにより、地域住民等との関係性を構築し、課題解決に繋がると共に住民主体の魅力的なまちづくりへの一歩となります。また、平時から対話と理解を繰り返し重ねることにより、災害等有事の際も速やかに連携ができます。	→	地域課題等に対して伴走支援のできる知識経験を有した地域連携担当(コンシェルジュ)を各支所へ配置すべきだが、令和8年4月現在腰越支所にのみ配置しています。 腰越支所以外の3支所にも配置することが今後の課題です。	地域のつながり課
B	これまで取り組んでいるプロジェクトが継続されています。	→	令和7年度をもって政策創造課を廃止し、令和8年度からは、企画課が企画総合計画事業の中で引き継いでいます。 鎌倉リビングラボについては、引き続き、市は、産官学民の官の立場として関わっていきます。	企画課

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
4-2-(4)-1	バリアフリー化の推進	本庁舎屋外に点字シート及びエスコートゾーンを設置しました。 (歩道27.6㎡、点字シート181枚、エスコートゾーン16.5㎡)
		報国寺が新設したバリアフリー対応の公衆トイレに対し、補助金を交付しました。 材木座第一、大船駅西口公衆トイレにおけるバリアフリースイートの扉の修繕を実施しました。
		令和6年度に購入し、窓口に設置した対話支援機器(スピーカー)を活用し、引き続きバリアフリー環境を整備しました。
		なし
		湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けた交通事業者等との調整を行いました。
		市内7箇所で車道と横断歩道部の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの整備を行いました。 エレベーターのリニューアル修繕はできたが、バリアフリー化を目的としてではなく、老朽化に伴うものでした。
4-3-(1)-1	地域防災計画との連携	・バリアフリー資料の充実 ・情報バリアフリー機器の買い替え、設置 ・中央図書館に「バリアフリー資料コーナー」を新設 ・バリアフリー資料の展示
		以下のとおり実施しました。 ●避難行動要支援者名簿の更新と関係機関への名簿の提供 ●福祉避難所の設置・運営訓練の実施 ●福祉専門職による個別避難計画作成 指定避難所において、要配慮者の受入れを想定した訓練を行いました。また、福祉避難所において、「災害時における福祉避難所への人的支援に関する協力協定」を発動を想定した訓練を行いました。個別避難計画について、福祉専門職等が個別避難計画を作成した場合に報償費を支給する制度を開始しました。 ・ケアマネ連絡会において情報提供を行いました。 ・総合防災課で実施する「津波避難訓練」に併せて「災害時情報共有システム訓練」を実施しました。
4-3-(2)-1	介護事業所の支援	相談に対する情報提供を行いました。

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
B	本庁舎に来庁される障害者や車いすの方が利用しやすくなりました。	→	通路や歩道等が狭く点字ブロックが敷ききれないところを今後どのようにするか課題があります。	管財課
B	バリアフリー対応公衆トイレへの補助や既存トイレの修繕を実施し、バリアフリー化を進められました。	→	事業計画に変更はありません。	観光課
B	障害福祉課として新たに購入等した機器はないが、各課において必要な情報バリアフリー環境の整備が進められています。	→	対話支援機器を活用して窓口の情報バリアフリー環境を維持・整備します。	障害福祉課
D	大船駅周辺については再開発事業、鎌倉駅周辺については西口周辺整備計画の実施に合わせてバリアフリー化が推進されることとなっています。	→	大船駅東口市街地再開発事業及び鎌倉駅西口周辺整備計画について、事業実施の見込みが立っていません。	市街地課
B	湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリーは、深沢地区の新しいまちづくりと連携し、駅舎改修に合わせて整備を予定しているが、まちづくりに係る工事と区域が輻輳するため、工事の着手時期については、引き続き、交通事業者等と調整を行う必要があります。	→	湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けて、深沢のまちづくりに係る工事と着手時期について調整を図ります。	交通計画課
B	市内7箇所で段差解消や誘導ブロック整備を行い、順次バリアフリー化を進めています。	→	引き続き、順次整備していく予定です。活用している国庫の内示率が低いことが課題です。	道路河川整備課
B	老朽化修繕の中でエレベーター更新等を実施し、一定のバリアフリー化を進められました。	→	建物の老朽化が進む中で限られた予算内で修繕と並行してバリアフリー化することが難しいことが課題です。	生涯学習課
B	バリアフリー資料コーナーの新設、機器の買替え、資料充実、展示の実施など、情報バリアフリーを計画以上に進められました。	→	音声読書機やデジタイズ図書再生専用機等は経年劣化により不具合が生じていたが、高額の為、買い替えが課題でした。令和6年度は、補助金申請により、音声読書機等の買い替え、バリアフリー資料の充実できました。中央図書館に「バリアフリー資料コーナー」を新設し、啓発を諮ることができました。また、本市所蔵の大活字や朗読CDを、文字活字文化推進機構から借用した読書バリアフリーセットともに市内2館で展示を行いました。引き続き、高齢者をはじめとするすべての人の情報取得の場として、読書環境の整備を行います。	中央図書館
A	・福祉専門職が個別避難計画を作成した際に報償費を支給する制度を令和7年度から開始しました。(福祉政策課所管)これにより個別避難計画作成件数が増加しています。 ・訓練を通じて、指定避難所に要配慮者が避難してきた場合、どこまで対応可能か検討することができました。「災害時における福祉避難所への人的支援に関する協力協定」が発動した場合、避難者の相談支援にあたる上での流れの確認と課題抽出を図ることができました。 福祉専門職等を通じて、個別避難計画の作成を推進することができました。 ・介護サービスが断続的に提供できるよう事業所への情報提供は必要です。	→	・避難行動要支援者名簿については、受け取りに協力いただけていない自治会町内会もあるため、継続して制度趣旨の説明や協力依頼を行っていく必要があります。指定避難所に要配慮者が避難してきた場合の対応について、引き続き検討していく必要があります。また、「災害時における福祉避難所への人的支援に関する協力協定」について、発動した際の流れを協定先の包括運営法人と訓練を通じて、今後も共有していく必要があります。 引き続き避難行動要支援者の実態に即した個別避難計画の作成を推進していきます。 災害時に自治体と施設との情報の共有手段となる災害時情報共有システムの周知及び理解、活用を促進します。	総合防災課 福祉政策課 介護保険課
B	介護サービスが断続的に提供できるよう、事業所の支援を行っています。	→	経営基盤(人材確保含む)への支援を行います。	介護保険課

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
5-1-(1)-1	健康診査受診等による疾病予防	※鎌倉市国保特定健康診査・特定保健指導を実施しました。 特定健診 34.4% 動機付け支援 31.1% 積極的支援 20.5% ・未受診者に対して、過去の受診傾向を基に4つのパターンに通知文を分けるとともに、未受診理由を問うアンケート機能を付けた勸奨はがき(往復ハガキ)を送付しました。 年2回 送付数14,399通 ※後期高齢者健康診査を実施しました。 健診受診率34% ※各種がん検診等を実施しました。 検診受診率 大腸がん14.2%、胃がん内視鏡6.9%、肺がん15.8%、 子宮頸がん13.6%、乳がん13.2%、前立腺がん10.4% ※歯周病検診を実施しました。 ※上記4点は、対象者すべてに個別通知。生まれ月で区切り、3期に分けての検診を実施しました。受診機会の拡大のために前倒し受診や節目外受診も認めました。 ・健康教育・健康相談も実施しました。
5-1-(2)-1	生活習慣病予防の取組(ポピュレーションアプローチ)	・シニア健康大学11回318名 ・お試し運動トレーニング27回241名 ・6日間運動トレーニング36回347名 ・パーソナルアドバイス15回243名 ・未病センター85回141名 ・よろず相談16名
5-1-(2)-2	重症化予防の取組(ハイリスクアプローチ)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業における個別アプローチを実施しました。 対象者 延291人 介入率 67.4%
5-2-(1)-1	介護予防・生活支援サービス事業の推進	①訪問型サービスO : 113,922,897円 ②通所型サービスO : 435,899,666円 ③訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス): 0円 ④訪問型サービスB(住民主体による支援): 20,000円 ⑤通所型サービスB(住民主体による支援): 1,031,200円 ⑥その他の生活支援サービス : 0円 ⑦介護予防ケアマネジメント : 73,143,414円
5-2-(2)-1	フレイル予防を含む一般介護予防事業の推進	・介護予防教室のちらしを市の関連施設だけでなく、民生委員や後期高齢者受託医療機関、精神科医療機関等に配架しました。 ・ホームページ、広報、LINE、衛生時報で周知しました。 ・高齢者の保健事業と介護予防事業のハイリスク対象者107名に一般介護予防事業を紹介し、33名が参加しました。

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
B	- 適切な時期に検診・健診の広報を行いました。 - 特定保健指導については積極的な勧奨を行いました。 - 予定した取組を行うことができました。	→	- 適切な時期に検診・健診の広報を行います。 - 人間ドック助成を行います。 - かかりつけ医から生活習慣病治療中の方への特定健診受診勧奨チラシを配布します。 - 健診受診率向上に向けて、特定健康診査や後期高齢者健康診査、各種がん検診等を同時受診できるよう、案内をまとめて個別通知します。 - 健康教育、健康相談についても実施していきます。	市民健康課 保険年金課
B	- 市民が気軽に相談できる環境づくりや、地域の課題にあわせたテーマで講演会等を実施し、普及啓発を行いました。 - 会場の選定や、ハイリスク者を介護予防事業につなぐ等、事業の見直しや調整を行いました。	→	引き続き、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施として、ハイリスクアプローチとの連動を行います。	介護保険課 市民健康課 保険年金課
B	医療や介護のハイリスク者への個別のアプローチを行うことで、行動変容につながり、将来的な医療費や介護費用の削減につながる可能性があります。	→	効果評価が課題です。	市民健康課 保険年金課
B	地域でのサービス及び社会参加活動の担い手の創出のため、生活支援コーディネーター等と連携し、介護予防・生活支援サービス事業を継続的に推進しています。	→	活支援サービスの担い手の確保が課題です。	介護保険課
A	一体的実施事業ハイリスク対象者など、よりフレイルリスクが高い人が参加できています。	→	「高齢者の保健事業と介護予防一体的実施事業」と連携し、介護予防事業のあり方について検討します。	高齢者支援課 介護保険課

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
6-1-(1)-1	介護給付(居宅)サービス	①居宅介護支援:998,850,645円 ②訪問介護:2,169,229,232円 ③訪問入浴看護:155,894,921円 ④訪問看護:930,527,461円 ⑤訪問リハビリテーション:64,449,291円 ⑥居宅療養管理指導:542,722,556円 ⑦通所介護:1,338,358,819円 ⑧通所リハビリテーション:347,540,049円 ⑨短期入所生活介護:521,447,846円 ⑩短期入所療養介護:77,601,554円 ⑪特定施設入居者生活介護:2,169,751,615円 ⑫福祉用具貸与:665,684,145円
6-1-(1)-2	介護予防サービス	①介護予防支援:67,750,412円 ②介護予防訪問入浴介護:0円 ③介護予防訪問看護:57,583,572円 ④介護予防訪問リハビリテーション:2,806,068円 ⑤介護予防居宅療養管理指導:26,990,455円 ⑥介護予防通所リハビリテーション:52,835,976円 ⑦介護予防短期入所生活介護:2,018,986円 ⑧介護予防短期入所療養介護:591,993円 ⑨介護予防特定施設入居者生活介護:75,333,488円 ⑩介護予防福祉用具貸与:64,704,806円
6-1-(1)-3	施設サービス	①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム):3,047,970,218円 ②介護老人保健施設:1,527,955,553円 ③介護医療院:63,977,777円
6-1-(1)-4	その他の介護保険サービス	①特定福祉用具購入費の支給:21,143,869円 ②特定介護予防福祉用具購入費の支給:5,545,370円 ③住宅改修費の支給:41,160,719円 ④介護予防住宅改修費の支給:32,169,080円
6-1-(1)-5	低所得者対策の推進	①生活困窮による減免10件を含む計11件の減免を行いました。 ②鎌倉市シニアガイド、鎌倉市HPにおいて介護保険施設等一覧の公開など情報提供を行いました。
6-1-(2)-1	地域密着型サービス	①認知症対応型通所介護:24,022,023円 ②小規模多機能型居宅介護:341,138,944円 ③認知症対応型共同生活介護(グループホーム):954,805,481円 ④地域密着型特定施設入居者生活介護:65,799,233円 ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護:42,256,597円 ⑥看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス):158,712,393円 ⑦介護予防認知症対応型通所介護:0円 ⑧介護予防小規模多機能型居宅介護:5,850,825円 ⑨介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム):0円 ⑩地域密着型通所介護:763,687,719円 ⑪地域密着型介護老人福祉施設:4,367,769円
6-1-(3)-1	共生型サービス	・鎌倉市障害福祉サービス計画(鎌倉市障害児福祉計画を含む。)において、共生型サービスについて実施内容等を記載し、サービスの提供を検討する事業所等に情報提供を行いました。 令和7年度(2025年度)末時点で、鎌倉市内に共生型生活介護事業所が4か所、共生型短期入所事業所が2か所設置されています。 ・共生型地域密着型サービス事業者の指定に向けた支援を行いました。

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
B	厚生労働大臣が定める基準により算定した介護報酬を、サービスを提供した事業者に給付します。	→	安定的な制度運営のための介護サービスの現場における人手不足と現役世代の負担増への対応が課題です。	介護保険課
B	厚生労働大臣が定める基準により算定した介護情報をサービスを提供した事業者に給付します。	→	フレイル状態の早期把握と自立支援につながる社会参加の取組を継続します。	介護保険課
B	厚生労働大臣が定める基準により算定した介護報酬を、サービスを提供した事業者に給付しています。	→	施設・設備の更新、物価高、人材確保などに対応する経営基盤の強化が必要です。	介護保険課
B	在宅生活の支援サービスを申請に基づき支給しました。	→	最新技術の導入を始めとするより効果的な支援メニューの研究を行います。	介護保険課
B	申請に基づき該当者に減免を行っています。	→	今後も制度趣旨の周知とともに実施されるよう、連動した取組みが必要です。	介護保険課
B	厚生労働大臣が定める基準により算定した介護報酬をサービスを提供した事業者に給付します。	→	施設・設備の更新、物価高、人材確保などに対応する経営基盤の強化が必要です。	介護保険課
B	・共生型サービス実施のノウハウが事業所において蓄積され、事業実施に繋がっています。 ・引き続き、共生型サービスの指定に向けた支援が必要です。	→	次期計画においても支援を行っていきます。	障害福祉課 介護保険課

No.	施策の内容	令和7年度(2025年度)実績
6-2-(1)-1	事業者に対する研修や指導	・鎌倉市の取組の説明を行う介護保険事業者研修会を1回実施しました。 ・市ホームページで介護サービス事業者の参入支援や情報提供を行いました。 ・制度や運用上の解釈に関する助言を行いました。 ・集団指導を1回、また市内31事業所の運営指導を行いました。
6-2-(1)-2	利用者本位のサービスの提供	・外部評価が行われていることを確認しました。 ・かまくら地域介護支援機構に委託して介護相談員派遣事業を行いました。相談員派遣実績 130件 146件 ・ケアマネジャーに代わり本人や家族がケアプランを作成するケースについては、必要書類や手続に関する手引きを配付するなどの支援を行いました。
6-2-(1)-3	介護人材確保・定着の推進	・カスタマーハラスメント防止のための研修を検討しました。 ・学生の職場体験等の受入れ体制について市内大学への働きかけを行いました。
6-2-(1)-4	介護職員の専門性向上の推進	・初任者研修5件、実務者研修1件、介護福祉士国家試験3件、計9件の助成を行いました。 ・市内の介護事業所が開催する介護職員初任者研修、実務者研修の費用補助を1件行いました。 ・県等が行う研修の情報提供を事業所に行いました。
6-2-(1)-5	介護現場の生産性向上の取組の推進	・電子申請・届出システムを運用しました。 ・介護ロボットやICT機器の導入に係る支援補助金の情報収集を行いました。
6-2-(2)-1	事業者による適切なサービスの提供	・現在訪問調査を行うケアマネ等を対象に認定調査に係る研修を1回実施しました。 ・市内の居宅介護支援事業所、介護保険施設等、地域包括支援センターが作成するケアプランの点検を36件実施しました。 ・介護請求に関して複数月にわたる算定回数の確認(縦覧点検)及び介護保険と医療保険の重複請求の確認(医療情報との突合)を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託して実施しました。 ・市内の居宅介護支援事業所の11施設及び地域密着型事業所の20施設に運営指導を実施しました。 ・事業者向けに集団指導者研修会を1回開催しました。

評価	考察(評価の理由)	事業の方向性	今後の方向性・課題	担当課
B	介護保険制度が適切に運営されるよう、事業者に対する研修や指導を行っています。	→	サービスの質の向上に資する事業者側の経営課題に対する方策の提示と自治体側の実施体制整備が必要です。	介護保険課
B	サービス利用者が自らサービス等を選択できる環境を整えるため取り組んでいます。	→	各々の制度、取組を支える専門性(知識、経験など)の継承と人材発掘が課題です。	介護保険課
B	介護人材の確保のため施策を実施しました。	→	採用、研修等、事務基盤の地域における共同プラットフォームの研究が必要です。	介護保険課
B	事業内容を拡充するため、補助対象を拡大し、介護職員の専門性向上につながる取組を行いました。	→	介護職の専門性の価値の発信及び情報技術・テクノロジー(AI、ICT)と紐づく事務基盤の研究が必要です。	介護保険課
B	限られた人員でも質の高い介護サービスが提供できる体制づくりにつながる取組を行いました。	→	介護ロボットやICT機器の導入に向けた支援補助金についての周知を図ります。	介護保険課
B	介護保険制度の適切な運営のため、給付の適正化の取組を引き続き行っていきます。	→	各業務での成果・情報を共有し、地域の資産とすることの研究が必要です。	介護保険課

8 計画推進のための指標（令和7年度（2025年度）実績）

1	基本方針	1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり			重点事業	○
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人の地域包括支援センターの認知度（％）	65	61.1	94%	アンケート調査は3年に1度実施（R7年度実施）	

2	基本方針	1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり			重点事業	○
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	高齢者生活支援サポートセンター事業のサポーターの登録数（人）	180	175	97%		

3	基本方針	2 認知症の人を支える体制づくり			重点事業	○
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	認知症サポーター養成講座の参加者数（人）	25,000	23,068	92%	累計延人数 R7年度 延1,144人	

4	基本方針	2 認知症の人を支える体制づくり			重点事業	○
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	認知症に関する相談窓口の認知度（％）	40	27.6	69%	アンケート調査は3年に1度実施（R7年度実施）	

5	基本方針	3 生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進			重点事業	
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	高齢者雇用促進事業の就業者数（そのうちの60歳以上の人数）（人）	60	11	18%	令和4年度まで生涯現役促進地域連携鎌倉協議会が実施していた一部事業を、市が引き継いだため、協議会とは体制が変更となったため、目標値と実績値に乖離があります。	

6	基本方針	3 生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進			重点事業	○
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	社会参加活動（何らかの活動に月に1回以上参加）（％）	65	63.5	98%	アンケート調査は3年に1度実施（R7年度実施）	

7	基本方針	3 生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進			重点事業	○
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	外出頻度（週2日以上）の外出割合（％）	85%程度を維持	85	100%	アンケート調査は3年に1度実施（R7年度実施）	

8	基本方針	4 住みなれた地域で生活するための環境の整備			重点事業	
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	日常生活で不安や不自由を感じない割合（まったく思わない、そう思わない）（％）	60	47.8	80%	アンケート調査は3年に1度実施（R7年度実施）	

9	基本方針	5 健康づくりと介護予防の推進			重点事業	
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	主観的健康感（とてもよい・まあよい）（％）	80%程度を維持	81.5	102%	アンケート調査は3年に1度実施（R7年度実施）	

10	基本方針	5 健康づくりと介護予防の推進			重点事業	
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	地域介護予防活動支援事業補助金の交付団体への参加者数（人）	45,000	50,930	113%	令和6年度実績（参加延べ数）	

11	基本方針	6 介護保険サービスの適切な提供体制の充実			重点事業	
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	利用している介護事業所の介護保険サービス内容の満足度（％）	80%程度を維持	87.3	109%	在宅介護実地調査は3年に1度実施（R7年度実施）	

12	基本方針	6 介護保険サービスの適切な提供体制の充実			重点事業	
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	居宅介護支援事業所等が作成したケアプランの点検数（件/年）	36	36	100%		

13	基本方針	7 全体計画の指標			重点事業	
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	主観的幸福感（幸せ・とても幸せの割合）（％）	70	69.7	100%	アンケート調査は3年に1度実施（R7年度実績で回答）	

14	基本方針	7 全体計画の指標			重点事業	
	評価指標の項目	目標値	実績値	達成率	備考	
	要支援・要介護認定を初めて受ける平均年齢（歳）	82.4	82.7	100%	見える化システムで令和7年度の数値がまだ公表されていないため、令和7年度の数値を記載。	

9 介護保険制度の状況（令和7年度（2025年度）実績）

（1）サービス基盤整備状況

●介護保険施設（利用定員総数）

サービスの名称	目標値	実績値	達成率
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	907人	917人	101.1%
介護老人保健施設	460人	460人	100.0%
介護医療院	—	—	—
介護専用型以外の特定施設（有料老人ホームを含む）	813人	819人	100.7%

●地域密着型サービス施設（利用定員総数又は延事業所数）

サービスの名称	目標値	実績値	達成率
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	306人	288人	94.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	28人	28人	100.0%
地域密着型介護老人福祉施設	0人	0人	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3箇所	1箇所	33.3%
小規模多機能型居宅介護	8箇所	8箇所	100.0%
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	4箇所	2箇所	50.0%

（2）介護保険サービス利用者数等の状況

●要支援・要介護認定者数

	見込値	実績値	達成率
認定者数	12,327人	12,419人	100.7%

●利用者数（延人数）

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
居宅サービス	88,025人	92,324人	104.9%
地域密着型サービス	18,610人	18,714人	100.6%
施設サービス	15,240人	15,193人	99.7%

●給付費

(単位：千円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
居宅サービス	9,136,219	9,045,958	99.0%
地域密着型サービス	2,483,208	2,356,626	94.9%
施設サービス	4,505,845	4,639,904	103.0%
居宅介護支援	1,043,238	998,989	95.8%
その他給付等	849,247	855,532	100.7%
合 計	18,017,757	17,897,009	99.3%

※その他給付費等の項目は、特定入所者介護（予防）サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料を集計しています。

(3) 介護保険事業量の状況

●介護予防サービス事業量

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0回	0回	—
介護予防訪問看護	11,546回	14,937回	129.4%
介護予防訪問リハビリテーション	3,545回	1,064回	30.0%
介護予防居宅療養管理指導	1,992人	4,041人	202.9%
介護予防通所リハビリテーション	1,392人	1,523人	109.4%
介護予防短期入所生活介護	832日	291日	35.0%
介護予防短期入所療養介護	0日	52日	—
介護予防福祉用具貸与	10,548人	11,050人	104.8%
特定介護予防福祉用具購入費	240人	240人	100.0%
介護予防住宅改修費	444人	374人	84.2%
介護予防特定施設入居者生活介護	876人	1,050人	119.9%
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0回	0回	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	120人	101人	84.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護	36人	0人	—
介護予防支援	12,552人	13,418人	106.9%

●介護給付サービス事業量

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
居宅サービス			
訪問介護	728,059回	717,638回	98.6%
訪問入浴介護	12,667回	11,674回	92.2%
訪問看護	179,641回	202,483回	112.7%
訪問リハビリテーション	41,819回	21,780回	52.1%
居宅療養管理指導	33,012人	72,818人	220.6%
通所介護	160,966回	164,653回	102.3%
通所リハビリテーション	37,481回	41,125回	109.7%
短期入所生活介護	61,342日	53,607日	87.4%
短期入所療養介護	6,380日	6,354日	99.6%
福祉用具貸与	43,692人	47,026人	107.6%
特定福祉用具購入費	1,056人	697人	66.0%
住宅改修費	636人	522人	82.1%
特定施設入居者生活介護	9,612人	10,579人	110.1%
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	360人	179人	49.7%
夜間対応型訪問介護	0回	0人	—
認知症対応型通所介護	2,755回	1,570回	57.0%
小規模多機能型居宅介護	1,440人	1,573人	109.2%
認知症対応型共同生活介護	3,168人	3,337人	105.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	324人	293人	90.4%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12人	12人	100.0%
看護小規模多機能型居宅介護	540人	522人	96.7%
地域密着型通所介護	109,314回	14,151回	12.9%
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	10,500人	10,290人	98.0%
介護老人保健施設	4,632人	4,806人	103.8%
介護医療院	120人	168人	140.0%
居宅介護支援	59,904人	60,331人	100.7%

●地域支援事業量

事業の名称	見込値	実績値	見込比
介護予防・日常生活支援総合事業			
訪問型サービス	1,032人	800人	77.5%
通所型サービス	1,524人	1,875人	123.0%
介護予防ケアマネジメント件数	14,829件	14,441件	97.4%
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）			
設置数	10箇所	10箇所	100.0%
職員配置数	43人	43人	100.0%
認知症総合支援事業			
認知症サポーター養成講座受講者数	1,500人	1,144人	76.3%
在宅医療・介護連携推進事業			
多職種ミーティング実施回数	3回	2回	66.7%
生活支援体制整備事業			
生活支援コーディネーター配置数	6人	5人	83.3%

(4) 介護保険給付費の状況

●介護予防給付費

(単位：千円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
介護予防サービス	295,075	320,133	108.5%
介護予防訪問入浴介護	0	0	—
介護予防訪問看護	34,905	57,385	164.4%
介護予防訪問リハビリテーション	7,852	2,806	35.7%
介護予防居宅療養管理指導	22,096	26,906	121.8%
介護予防通所リハビリテーション	46,144	52,773	114.4%
介護予防短期入所生活介護	2,328	1,978	85.0%
介護予防短期入所療養介護	276	592	214.5%
介護予防福祉用具貸与	62,280	64,567	103.7%
特定介護予防福祉用具購入費	6,418	5,545	86.4%
介護予防住宅改修費	40,893	32,169	78.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	71,883	75,412	104.9%
地域密着型介護予防サービス	26,279	5,763	21.9%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	18,098	5,763	31.8%
介護予防認知症対応型共同生活介護	8,181	0	—
介護予防支援	65,266	67,612	103.6%
介護予防給付費計	386,620	393,508	101.8%

●介護給付費

(単位：千円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
居宅サービス	8,841,144	9,045,958	102.3%
訪問介護	2,243,943	2,169,205	96.7%
訪問入浴介護	157,544	155,895	99.0%
訪問看護	813,027	930,716	114.5%
訪問リハビリテーション	109,351	64,449	58.9%
居宅療養管理指導	480,080	542,807	113.1%
通所介護	1,258,428	1,338,392	106.4%
通所リハビリテーション	333,516	347,603	104.2%
短期入所生活介護	575,961	521,489	90.5%
短期入所療養介護	78,096	77,601	99.4%
福祉用具貸与	665,090	665,822	100.1%
特定福祉用具購入費	21,469	21,144	98.5%
住宅改修費	47,129	41,161	87.3%
特定施設入居者生活介護	2,057,510	2,169,674	105.5%
地域密着型サービス	2,456,929	2,356,626	95.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	77,144	42,257	54.8%
夜間対応型訪問介護	0	0	—
認知症対応型通所介護	44,411	24,022	54.1%
小規模多機能型居宅介護	331,742	341,227	102.9%
認知症対応型共同生活介護	908,769	956,554	105.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	72,047	65,799	91.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4,367	4,368	100.0%
看護小規模多機能型居宅介護	176,496	158,712	89.9%
地域密着型通所介護	841,953	763,687	90.7%
介護保険施設サービス	4,505,845	4,639,904	103.0%
介護老人福祉施設	3,044,459	3,047,970	100.1%
介護老人保健施設	1,451,538	1,527,956	105.3%
介護医療院	9,848	63,978	649.7%
居宅介護支援	977,972	998,989	102.1%
介護給付費計	16,781,890	17,041,477	101.5%

●その他給付費等

(単位：千円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
特定入所者介護（予防）サービス費	187,913	147,643	78.6%
高額介護サービス費	556,460	602,959	108.4%
高額医療合算介護サービス費	89,744	89,114	99.3%
審査支払手数料	15,130	15,816	104.5%
その他給付費等計	849,247	855,532	100.7%

●地域支援事業費用額

(単位：千円)

事業の名称	見込値	実績値	見込比
介護予防・日常生活支援総合事業	597,711	641,006	107.2%
訪問型サービス	114,452	113,943	99.6%
通所型サービス	393,044	436,931	111.2%
介護予防ケアマネジメント	66,425	73,143	110.1%
その他事業	23,790	16,989	71.4%
包括的支援事業・任意事業費	342,007	330,408	96.6%
地域支援事業費計	939,718	971,414	103.4%

●介護保険第1号被保険者の保険料

○標準給付費

(単位：千円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
総給付費	17,168,510	17,434,985	101.6%
特定入所者介護サービス費等給付額	187,913	147,643	78.6%
高額介護サービス費等給付額	556,460	602,959	108.4%
高額医療合算介護サービス費等給付額	89,744	89,114	99.3%
審査支払手数料	15,130	15,816	104.5%
標準給付費見込額（A）	18,017,757	18,290,517	101.5%

○地域支援事業費

(単位：千円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
介護予防・日常生活支援総合事業費	597,711	641,006	107.2%
包括的支援事業・任意事業費	342,007	330,408	96.6%
地域支援事業費（B）	939,718	971,414	103.4%

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

第9期 鎌倉市高齢者保健福祉計画
令和7年度(2025 年度)実績報告書

令和8年(2026 年)8月

鎌倉市健康福祉部 高齢者支援課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

TEL:0467-61-3930

FAX:0467-23-8700

E-mail:kourei@city.kamakura.kanagawa.jp